

家屋に関するお知らせ

新築(増改築)調査にご協力を

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

令和9年度課税のため、令和8年1月2日以降に新築・増改築した家屋の調査を行っています。調査が必要な方には、順次郵送で調査を依頼しています。ご協力をお願いします。

家屋を取り壊したときはご連絡を

取り壊した家屋は翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されません。住宅用地の特例が解除され、土地の税額が上がる場合があります。

—◇共通◇—

☎資産税課家屋係(☎042-387-9821)

飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫対策として、地域猫活動の支援を行っています。同活動では、地域に暮らす飼い主のいない猫による問題の対策を地域住民、行政、ボランティアの三者協働で役割分担をして取り組んでいます。

なお、協働で行っている登録ボランティアの方へ、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助をしています。

猫除けグッズを配布

猫除けグッズ(とげ状シート)を無料で配付しています。

■配布場所環境政策課(市役所第二庁舎4階)

☎環境政策課環境係(☎042-387-9817)

話し合いDE解決！ 民事調停の利用相談会

土地建物、近隣関係、金銭問題、交通事故等に係る民事調停の手続きについて、裁判所の調停委員(弁護士含む)が無料で相談に応じます。

☎6月11日(木)午後1時30分～4時30分(受け付けは4時まで)

所上之原会館

申当日直接会場へ

☎武蔵野民事調停協会事務局・後藤(はなみずき法律事務所内☎03-3434-8533=土曜・日曜・祝日を除く午前10時～午後5時)、市経済課消費生活係(☎042-387-9831)

食器リユース

家庭で使われていない陶磁器食器の回収・リユースを行います。

食器回収

☎毎月第3木曜日午前10時～正午
定15人(申込順)

☎陶磁器でないものや破損・汚れがあるものは回収できません

☎開催月の1日(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)から、電話で問合せ先へ

食器リユース市

☎毎月第3木曜日午後1時～2時
—◇共通◇—

所上之原会館

☎市内在住の方

☎経済課消費生活係(☎042-387-9831)



市公式LINEご利用ください！

災害等の緊急情報や興味がある情報をスマートフォンで受け取れます！



使い方・登録はこちら

- 1 **便利機能** **自分が欲しい情報だけ受け取れる！**
「受信設定」で、受け取りたいジャンルを選べます。
- 2 **便利機能** **身近な情報に簡単アクセス！**
メニューにあるボタンから市ホームページにアクセスできます。
- 3 **便利機能** **公園・道路・街路灯等の不具合連絡も！**
不具合等を見つけたら、写真に撮ってその場で市に連絡できます。
- 4 **便利機能** **いつでも効率的に調べることができる！**
チャットボットにより、質問を選択したり入力することで知りたい情報を検索できます。

☎広報秘書課広報係(☎042-387-9803)

ご登録ください こがねい安全・安心メール



災害情報、不審者情報、その他緊急情報等を電子メールで配信するサービスを行っています。ぜひ、ご利用ください。

■登録方法

二次元コードの読み取りまたはmail.koganei-city@raidens3.ktaiw.ork.jpに空メールを送信してください。登録用メールが返信されますので、記載されている新規登録ページのURLにアクセスして登録してください。

☎迷惑メール対策等の設定をしている方は、anzen_anshin@koganei-shi.jpからのメールを受信できるように設定を変更してください
▷メールけいしちょうの情報も配信しています。小金井警察署が所管する国分寺市の情報も一部配信されます

☎地域安全課消防防犯係(☎042-387-9807)

ホームページバナー広告募集

企業や事業所のPRをしませんか？



毎月約67万件と多くのアクセスがあり、リニューアルに伴い、さらなるアクセス数が見込まれます。企業や事業所のPRやイメージアップに有効な広告媒体としてぜひ、ご活用ください。

■掲載料(1枠)▷1か月=30,000円

▷3か月=85,500円(月額28,500円)

▷6か月=162,000円(月額27,000円)

▷12か月=288,000円(月額24,000円)

☎広報秘書課広報係(☎042-387-9803)



声の広報 声の議会だより



視覚に障がいのある方に CDとデージーCDをお届けします

市報こがねいの内容を収録した「声の広報」と市議会だよりの内容を収録した「声の議会だより」をお届けします。ご希望の方は、電話等でお申し込みください。

☎原則として身体障害者手帳1～6級の視覚障がいのある方
※視覚に障がいのある方以外で利用希望の方はお問い合わせください

☎声の広報=広報秘書課広報係(市役所本庁舎2階☎042-387-9803)

▷声の議会だより=議会事務局(同4階☎042-387-9947)

対面朗読の会

声の広報・声の議会だよりの収録は、ボランティアグループ「対面朗読の会」にご協力いただいています。同会では、随時ボランティアを募集しています。詳しくは同会会長・池田さん(☎042-381-0595)へお問い合わせください。



対面朗読の会の皆さん

・掲載内容の詳細や最新情報については、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。費用の記載のないものは、原則無料です
・各記事中の二次元コードは、事業の詳細や申込フォーム等へご案内するものです